

< 研究報告 >

重症心身障害児(者)の家族に対する成年後見申立ての支援

一 成年後見制度の利用が将来見込まれる

重度・重複障害児の保護者に対する支援の示唆 一

菊池 紀彦 (独立行政法人国立病院機構西多賀病院)

八島 猛 (独立行政法人国立病院機構西多賀病院)

内田 愛 (東北大学大学院教育情報学教育部)

郷右近 歩 (東北大学大学院教育学研究科)

平野 幹雄 (東北文化学園大学・宮城教育大学特別支援教育総合研究センター)

野口 和人 (宮城教育大学・同特別支援教育総合研究センター)

要約

重症心身障害児(者)の家族 78 名に対する成年後見集団申立ての経過から、彼らが後見制度を利用する場合の支援のあり方について検討した。その結果、集団申立てを行う施設と関係諸機関との連携により、短期間に 62 名の後見人が選任されたものの、60 歳以上の高齢の親が 33 名含まれていた。近い将来、親の逝去や意思能力の低下により後見人の職務を果たすことが不可能となる場合が想定されるため、重症児(者)の兄弟や民間機関などの第三者後見人を加えた複数後見の利用に向けた支援が早急に必要であることが示唆された。また、家族のなかには重症児(者)らの施設入所の継続を可能とするためだけに今回の集団申立てに参加した者も含まれている可能性があり、後見制度と後見人の職務について改めて家族に啓発を行う必要があることも示唆された。これらを踏まえ、重度・重複障害児が学校を卒業して 2 年後に成人を迎えることを考慮した場合、彼らの保護者に対し学校在学中から後見制度と後見人の職務について啓発を行う必要があることを指摘した。

I. 問題と目的

障害者自立支援法(以下、自立支援法とする)の施行(2006年4月)とともに、知的障害者に対する成年後見制度利用(以下、後見制度とする)への関心が高まりつつある(松友, 2006)。これは、支援費制度の施行(2003年4月)に端を発している。すなわち、厚生労働省は、福祉サービスを従来の「行政手続きによる措置」から「利用者と事業者との直接契約」へと切り替えることに伴い、契約を円滑に行うための後見制度利用の支援施策を打ち出した(全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議、

2002; 障害保健福祉主管課長会議, 2002)。これと呼応するように、支援費制度に関連する書籍において、知的障害者の後見制度の利用を勧める記述がみられるようになり（たとえば、全国社会福祉協議会, 2002; 峰島・白沢・塩見・多田, 2003）、成年後見申立て（以下、申立てとする）を実際に行った事例の報告（加藤, 2004）や、事業者の立場から後見制度の利用を勧める報告（奥野, 2001; 柴田, 2002）もなされてきた。しかしながら、厚生労働省は、「後見制度の十分な活用、普及が図られるまでの間は、利用者の意思をふまえることを前提に、本人が信頼する者が本人に代わって契約を行うこともやむを得ない。」（支援費制度 Q&A 集, 2002）との見解を一方で示しており、後見制度の利用を必ずしも積極的に推進しているとは言い難かった。実際のところ、申立て手続きの煩雑さと申立てにかかる費用の問題、第三者後見人（専門職後見人）の拡充の問題など、後見制度自体に問題があるという指摘（池原, 2000; 新井, 2005; 古井, 2005）や、知的障害者の家族が後見制度を利用することへの認識が不足している（細川, 2004）という指摘もあり、また、事業者側でも後見制度が抱えているこうした問題を批判することにより、成年後見人（以下、後見人とする）との契約を回避し、保護者と契約してきたという実情もある（古井, 2005）。さらには、知的障害者など多人数を抱える大型施設などの場合、一度に多数の申立てが行われると諸機関が混乱する可能性がある（加藤, 2004）とも指摘されていた。以上のことから、支援費制度施行以来、知的障害者への後見制度の利用は積極的に行われてこなかった。

ところが、第 162 回国会（2005 年 4 月）において、高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する質問主意書（第 162 回国会質問第 44 号）が提出され、答弁（第 162 回国会答弁第 44 号）が行われた。その答弁において、「意思無能力の知的障害者の親族が、代理権がないにもかかわらず知的障害者更正施設とサービス利用契約を締結した場合は、本人の有効な追認がない限り、契約として有効とならない」こと、「知的障害者の代理人を、後見制度等により選任した場合は、契約として有効となる」ことが示された。つまり、知的障害者が福祉サービスを利用するためには、後見制度の利用が必須となることが示された。こうした政府の見解に基づけば、先述したような後見制度の利用に関する種々の問題を抱えながらも、知的障害者の家族による申立てが今後ますます増加していくことが想定される。

筆者らは、2006 年 4 月より重症心身障害児（者）（以下、重症児（者）とする）の家族に対し、「成年後見集団申立て（以下、集団申立てとする）」を支援してきた。周知のように、重症児（者）は「事理を弁識する能力に欠く常況」（社団法人日本社会福祉士会, 2004）にある。そのため、障害者自立支援法施行に伴い、入所者と事業者とのサービス利用契約を有効とするために、未成年については彼らの保護者と、成年については彼らの後見人とサービス利用契約を締結する必要が生じた。2006 年 10 月までには大半の家族が重症児（者）の後見人に選任されたものの、集団申立てを支援す

る過程において、「重症児（者）の家族が行方不明であるため、申立てをすることが困難である。」という問題や、「重症児（者）の家族が協力的でないため、申立ての申請書類が提出期限に間に合わない恐れがある」という問題などが生じ、さまざまな対応を迫られた。本稿では、こうした経過を整理した上で、重症児（者）の家族が後見制度を利用する場合の支援のあり方について検討した。さらにこれらの検討を踏まえ、後見制度の利用が将来見込まれる重度・重複障害児の保護者に対する支援について考察を行った。

II. 方法

1. 対象者

筆者らが勤務する病院の重症児（者）病棟に入所する重症児（者）の家族 78 名を対象とした。当院に入所する重症児（者）の総数は 79 名であるが、このうちの一人は遺児であり、障害者自立支援法施行（2006 年 10 月 1 日）以降も措置継続となることが児童相談所により決定されていた。

ちなみに、2006 年 10 月 1 日以降は、年齢を問わず原則として措置制度から契約制度へと移行することとなったが、例外として措置継続の場合もあり、その事由には以下の 3 点が挙げられている。すなわち、①保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合、②保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合、③保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合、である。

2. 方法

2006 年 4 月から 2006 年 10 月まで、重症児（者）の家族の集団申立てを支援するために、病院が関係諸機関とどのような連携を図ってきたのかについて、その経過を整理した。また、2006 年 10 月 1 日時点における、重症児（者）の家族が選択したサービス利用形態を整理するとともに、そのサービス利用形態を選択した経過について記述した。

III. 結果

まず、病院が関係諸機関とどのような連携を図ってきたのかについて、その経過を整理した（Table1）。後見制度は、2006 年 4 月に開催された重症児（者）の家族会（以下、親の会とする）の年次総会で話題となった。すなわち、重症児（者）に対し、2006 年 10 月に自立支援法が施行されること、それに伴いサービス利用契約の締結が必要と

なること、彼らは「事理を弁識する能力に欠く常況」（社団法人日本社会福祉士会、2004）にあるため、契約を有効とするには後見人との契約が必要であること、が確認された。病院は親の会から集団申立ての支援を要請された。個々の家族が申立てを行うことに不安があるとの理由からであった。

Table1 成年後見集団申立てにおける関係諸機関との連携とその経過

月 日	経 過
4月 19日	親の会年次総会において、成年後見制度の話題が出る 親の会から成年後見集団申立ての支援を要請される
5月 17日	家庭裁判所を訪問し、成年後見集団申立ての了解を得る
6月 12日	病院を会場として、家庭裁判所職員が家族に対し成年後見制度の説明会を実施
6月中旬から 7月下旬	家族が成年後見申立ての書類を記入、職員は書類記入を援助 申立てが困難な者については、児童相談所に報告し、措置の継続が決定 病院が申立て書類を一括管理し、家庭裁判所に書類を提出
7月 28日	家庭裁判所により第1班（20名）の後見人候補者調査の実施
8月 4日	第1班の後見人候補者への審判
19日	第1班の成年後見人が確定
29日	家庭裁判所により第2班（20名）の後見人候補者調査の実施
9月 5日	第2班の後見人候補者への審判
19日	事業者と利用者のサービス利用契約を締結（9月25日まで）
20日	第2班の成年後見人が確定
29日	家庭裁判所により第3班（22名）の後見人候補者調査の実施
10月 6日	第3班の後見人候補者への審判
21日	第3班の成年後見人が確定

筆者ら病院職員と親の会役員が家庭裁判所を訪問（2006年5月）し、集団申立ての可否について相談した。その結果、相談に対応した書記官と調査官から、重症児（者）の家族の集団申立てに協力するという了解を得た。さらに、家庭裁判所に対し、重症児（者）の療育手帳の呈示や病院が所有する彼らの情報を提供することにより、申立てにおいて通常必要とされる被後見人（この場合は、重症児（者））の精神鑑定書や調査を省略するとの回答を得た。

2006年6月に、家庭裁判所の書記官と調査官が来院し、家族に対し集団申立ての説明会を行った。説明会終了後、参加した家族に申立て書類一式が手渡された。都合により説明会に参加できなかった家族は、後日家庭裁判所において申立ての説明を受けた。病院職員は申立て書類の記入の援助、確認を行った。また、病院は、家族が記入した申立て書類を一括で管理し、後日家庭裁判所に書類を提出した。最終的に78名の家族のうち、62名の家族が後見人候補者として申立てを行った。そのほかの16名の家族については、入所者が未成年であったこと（9名）、児童相談所により入所者の措置継続が決定していたこと（2名）、入所者の後見人がすでに選任されていたこと（5名）、により申立てを行わなかった。

家庭裁判所は、申立てを行った62名の後見人候補者を3班に分け、2006年7月下

旬より、彼らの調査、審判を行った。62名全員が後見人として選任されたのは2006年10月21日であった。なお、病院と保護者あるいは後見人とのサービス利用契約は2006年9月19日から9月25日に行われた。その時点で第3班の22名は後見人に選任されていなかったが、後見人候補者として契約が締結された。

次に、2006年10月1日時点（重症児（者）に対する自立支援法の施行）における、重症児（者）の家族が選択したサービス利用形態を分類（Table2-1）するとともに、そのサービス利用形態を選択した経過について整理した。当院の重症児（者）病棟に入所する重症児（者）の家族78名は、サービス利用形態別に、a)児童相談所が措置継続を決定した群（以下、措置継続の群とする）、b)重症児（者）に後見人が選任され、後見人と病院がサービス利用契約を締結した群（以下、後見人と契約の群とする）、c)重症児（者）が未成年のため、彼らの保護者と病院がサービス利用契約を締結した群（以下、保護者と契約の群とする）、に大別された。また、b)後見人と契約の群は、集団申立ての経過により、さらに、b)-①家族が後見人候補者として申立てを行い、円滑に後見人に選任された群（以下、円滑に後見人が選任された群とする）と、b)-②当初、家族が申立てに難色を示したものの、病院や裁判所などの説得により申立てを行い、後見人に選任された群（以下、申立てに難色を示した群とする）、b)-③今回の申立て以前に後見人が選任されていた群（以下、既に後見人が選任されていた群）、に分けられた。

Table2-1 2006年10月1日時点における施設サービス利用形態の内訳

家族が選択した施設サービス利用の形態	入所者の年齢内訳	
	未成年	成年
a): 措置継続の群	1人 ^{※1}	4人 ^{※2}
b): 後見人と契約の群		65人
b)-①円滑に後見人が選任された群		(50人)
b)-②申立てに難色を示した群		(10人)
b)-③既に後見人が選任されていた群		(5人)
c): 保護者と契約の群	8人	

※1: 管轄児童相談所の方針により当面措置継続となった。

※2: 措置継続の5名中、2名については、成年後見申立てが円滑に行われ、後見人に選任された。しかしながら、管轄児童相談所の方針により当面措置継続となった。

5名の家族に対し、児童相談所により入所者の措置継続が決定された。そのうち、3名の家族は集団申立てに参加していなかった。その理由には、入所者が未成年であったこと、家族が行方不明のため申立てを行わなかったこと、唯一の保護者（父）が難病に罹患しており申立てがきわめて困難であったこと、が挙げられた。難病に罹患している保護者については、地域包括支援センターの介入を受けながら生活をしていた。そのため、申立ての可否については、地域包括支援センターをはじめ、家庭裁判所、児童相談所、民生委員、役所の高齢福祉課の職員と協議を重ねてきた。結果、家庭裁

判所により申立てが困難であると判断され、児童相談所が措置継続を決定した。

52名の家族が後見人候補者として申立てを行い、円滑に後見人に選任された。そのうち50名の後見人が病院とのサービス利用契約を締結した。2名の後見人については、管轄児童相談所の方針により当面の措置継続が決定されたため、病院とのサービス利用契約を締結しなかった。病院とのサービス利用契約を締結した後見人の年齢構成は、30歳代が1名、40歳代が5名、50歳代が14名、60歳代が16名、70歳代が10名、80歳以上が4名であった（Table2-2）。後見人の最高年齢は83歳であったが、養護老人ホームに入所中の82歳の母親が後見人に選任されている事例もあった。

10名の家族については、病院や家庭裁判所からの連絡に対し、「仕事が忙しい」、「迷惑だ」などの理由により申立てに難色を示していた。しかしながら、病院や家庭裁判所などの説得により申立てを行い、後見人に選任された。10名中、8名の後見人が重症児（者）の親ではなく、その兄弟などであった。彼らの大半は、普段から病棟に面会に訪れるようなことがなかった。また、重症児（者）の両親や兄弟が不在のため、申立て可能な4親等内の親族は従兄弟のみであるという事例もあった。こうした事例については、児童相談所や市町村保健福祉事務所に協力を依頼し、従兄弟から申立ての了解を得ることができた。さらに、病院職員が戸籍謄本など申立てに必要な書類を代行して取り寄せたという事例や、後見人候補者が自己破産手続き中であり、免責が決定されるまで申立てができないという事例もあった。

Table2-2 保護者および後見人の年齢構成と続柄の内訳

家族が選択した 施設サービス利用の形態	30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳代		80歳以上	
	親	他	親	他	親	他	親	他	親	他	親	他
a): 措置継続の群			1※1		1※1	2			1			
b): 後見人と契約の群												
b)-①円滑に後見人が 選任された群		1	1	4	6	8	13	3	9	1	3	1
b)-②申立てに難色を 示した群			1		1	5		3				
b)-③既に後見人が 選任されていた群						1		2	1	1		
c): 保護者と契約の群	3		3		2							

※1: いずれも円滑に申立てが行われ、後見人に選任されたが、管轄児童相談所の方針により当面措置継続となった

IV. 考察

重症児（者）の家族に対する集団申立ての支援が行われ、2006年8月から2006年10月下旬までに62名の後見人が選任された。また、障害者自立支援法施行時における重症児（者）の家族が選択したサービス利用形態は、a)措置継続の群、b)後見人と契約の群、c)保護者と契約の群に大別された。b)後見人と契約の群については、集団申立ての経過の内容により、さらに、b)-①円滑に後見人が選任された群、b)-②申立てに難色を示した群、b)-③既に後見人が選任されていた群、に分けられた。以下では、これらの知見をもとに若干の考察を行うこととする。

まず、きわめて短期間に62名の後見人が選任されたこと自体、大きな意義があったと思われる。今回の集団申立ては、家庭裁判所や児童相談所などの行政機関との連携のもとに行われ、大半の家族が円滑に後見人に選任された。また、申立てがきわめて困難と想定される重症児（者）らの措置継続の決定や、申立てに難色を示した家族への説得には、上述した行政機関に加え、必要に応じて地域包括支援センターなどの民間機関との連携も行われていた。このことは、集団申立てを行う施設が中心となり、関係諸機関と事前に情報交換をすることや、関係機関同士の連絡・調整に配慮さえすれば、集団申立てによる後見人の選任は十分に可能であることを示唆している。

ただし、今回の集団申立てにおいて選任された62名の後見人には、60歳以上の高齢の親が33名含まれていた（Table2-2）。特に、b)-①円滑に後見人が選任された群において、後見人に選任された60歳以上の高齢の親は25名であり、その内訳は、60歳代が13名、70歳代が9名、80歳以上が3名であった。そのなかには、養護老人ホームに入所中の82歳の母親が後見人に選任されている事例もあった。重症児（者）とその保護者の高齢化については、八島・菊池・郷右近・室田・野口・平野（2006）に詳述した。日本人の平均寿命（男性が78.53年、女性が85.49年）（厚生労働省大臣官房統計情報部，2005）から勘案すれば、重症児（者）の体調が急激に悪化しない限り、彼らよりも先に親が死を迎える可能性が高いと思われる。また、親が死を迎える前に意思能力の低下により後見人の職務を果たすことが不可能となる場合も考えられよう。そのため、今後近い将来に重症児（者）の後見人を再び選任する必要が生じてくることが想定され、彼らの兄弟を後見人に選任することや、親以外に身寄りが無い場合は第三者後見人を選任する必要も考えられる。こうした事情については、誰よりも親自身が認識しており、彼らの将来の生活に関する不安を抱えているものと思われる。後見人が選任されて間もない時期ではあるが、親が抱えている不安を軽減するためにも、後見人の職務を親から兄弟、あるいは第三者へと段階的に移行するための支援を早急に検討する必要がある。

上述のような問題に対し、家庭裁判所や児童相談所との連携を図ることに加え、日本司法書士連合会による「成年後見センター・リーガルサポート」や日本社会福祉士

会による「権利擁護センターばあとなあ」のような第三者後見の実績が豊富な民間機関とも連携を図りながら、複数後見の利用を支援していく取り組みが必要である。複数後見とは、既に後見人に選任されている親に加え、兄弟などによる後見人や、上述の民間機関に所属する司法書士や社会福祉士が第三者後見人として加わることにより、複数の後見人で重症児（者）の身上監護や財産管理の後見職務を行うものである。複数後見を利用することにより、親が逝去あるいは意思能力の低下がみられた場合でも、兄弟などの親族後見人あるいは第三者後見人が速やかに後見事務を引き継ぎ、彼らの利益を守ることが可能と考えられる。しかしながら、複数後見では、それぞれの後見人がそれぞれの権限を行使することにより、その行為に矛盾が生じる可能性があること、その結果として被後見人の最善の利益がおびやかされるおそれが生じる場合があることも指摘されている（社団法人日本社会福祉士会、2004）。このようなことを生じさせないためにも、親や兄弟、第三者後見人などの後見人同士が、それぞれの責任範囲や役割分担に関する協議をすることなど、常に連携を図り、情報を共有しながら重症児（者）の最善の利益を守ることに留意する必要がある。

以上のように、今後は複数後見に向けた支援が必要である。ただし、そのためには後見人の職務が重症児（者）とその家族にどのような影響をもたらすのかについて、家族に再確認する必要があるだろう。今回の集団申立ては施設主導により行われ、短期間に多数の後見人が選任された。養護老人ホームに入所中の高齢の親が後見人に選任された事例や、申立てに難色を示した家族に対する説得が行われた事例もあったように、家族のなかには施設とサービス利用契約を締結し、重症児（者）らの施設入所の継続を可能とするためだけに集団申立てに参加した者も含まれている可能性があるからである。こうした家族に対し、後見制度とは、「判断能力の不十分な方の権利を擁護する制度」（社団法人日本社会福祉士会、2004）であること、後見人とは、「被後見人の人生を生涯に渡り企図する者」（細川、2004）であること、また、「被後見人の意思を尊重し、最善の利益を実現するために、その立場を代弁していく者」（社団法人日本社会福祉士会、2004）であることを改めて啓発する必要がある。

さらに、このような観点に立てば、近い将来に後見申立てを行う可能性の高い重度・重複障害児の保護者にこそ、卒業後の進路を見据え、学校在学中から後見制度および後見人の職務に関する啓発が行われる必要がある。重度・重複障害児については、その数が増加しているという報告（今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）、2003）があり、教育のみならず、福祉・医療・労働などの領域との連携によって長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行う（柳本、2006）ことが求められている。こうした指針に基づき、養護学校等では卒業後を見据えた進路指導に関する新たな支援が模索されようとしている。重度・重複障害児は、民間企業や公官庁などで働く一般就労や、更正施設や授産施設などで専門的

な職員の支援を受けつつ働く福祉就労（手島，2005）を卒業後の進路として選択することは困難である。そのため、彼らの卒業後の進路は、重症心身障害児通園施設（以下、通園施設とする）への通園や重症心身障害児施設への入所が想定される。また、卒業後も在宅で生活をする場合、家族のレスパイトなどにより短期入所事業を利用することも考えられる。養護学校等では、彼らが卒業後にこうした福祉サービスを利用できるよう、職場体験実習や進路相談などさまざまな進路指導が行われている。実際、筆者らの勤務する病院では、近隣の養護学校から進路指導における職場体験実習という形で、短期入所を利用したいという申し出があり、重度・重複障害児の入院を受け入れてきた。また、引率した進路指導担当の教師からは、当院の短期入所利用に加え、通園施設への体験通園も実施しているとの話が聞かれていた。このように、彼らに対する卒業後の進路指導については、教育、福祉、医療など、さまざまな分野のさまざまなサービスが利用可能であるという情報を提供する点において、一定の成果が挙げられてきた。今後は、こうした進路指導に加えて、彼らが養護学校等を卒業後に上述のようなサービスを利用する上で求められてくること、すなわち、利用者と事業者とのサービス利用契約を有効とするためにはどのような手続きを行わなければならないか、それが年齢に応じてどのように変化してくるのか、ということに関する取り組みも必要となる。というのは、重度・重複障害児が養護学校等を卒業して2年後に成年を迎えた場合、後見制度の活用が必須となるからである。彼らが成年を迎えると同時に、サービス利用契約を保護者から後見人に速やかに移行し、必要なサービスを間断なく利用できるようにするためにも、今後、学校教育現場においては、後見制度の活用や後見人の職務内容について、誰よりもまず教師自身が理解を深める必要がある。その上で、家族に対するこれらの啓発活動が、十分な配慮のもとに行われる必要がある。

以上述べてきたように、施設が関係諸機関と連携を図ることにより、重症児（者）の家族の集団申立てを支援することが可能であることが示唆された。また、重度・重複障害児の保護者に対し、卒業後の進路を見据えた後見制度の活用に関する啓発活動を学校在籍中から行う必要があることや、重症児（者）の家族の高齢化に伴い、複数後見の適用をも視野に入れた支援が必要であることが示唆された。このように、重症児（者）の生涯を見渡した支援を行うには、彼らの権利を擁護する後見制度の活用が必要であり、そのためには教育や福祉、医療などの連携が必須である。ただし、現時点において関係諸機関が有機的に連携しているとは言い難く、自立支援法や特別支援教育のもとに、こうしたシステムの速やかな構築を行うことが今後の課題である。

省老健局, 2002.

全国社会福祉協議会: よくわかる支援費制度 Q&A, 2002.